書式1 -1

令和　　年　　月　　日

各高等学校長　　様

鳥取県中部医師会学校検尿委員会

令和　　年度　生徒の学校検尿について（通知）

　鳥取県中部医師会では、学校検尿が有効に機能し生徒の健康を守るために学校検尿委員会を設置し、尿糖・蛋白尿・血尿陽性者の経過観察（フォローアップ）体制を整えております。

学校検尿委員会を設置することにより、二次検尿後の三次検診受診を積極的に奨励し、三次検診（医療機関）のデータをもとにしたより綿密な経過観察（フォローアップ）体制となっております。

また、学校検尿委員会は暫定診断と管理指導区分の結果を、各学校長へ通知し、学校からさらに学校医・家庭へ判定結果を通知し、診断・管理指導など事後措置が円滑に行われます。何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、対象者が医療機関受診後、報告書１「第一次及び第二次学校検尿陽性者（第三次検診対象者）報告」及び該当生徒の受診票１「学校検尿 三次検診（および緊急）受診票」、受診票２「学校検尿 尿糖陽性者精密検診受診票」を提出していただきますようお願いいたします。（未受診の生徒がいる場合には、名前をご記入ください。また、該当者がない場合は、該当者なしのチェックボックスに「✓」の記載をして提出してください。）

鳥取県中部医師会学校検尿委員会

メール：cishikai@ncn-k.net

TEL：0858-23-1321

FAX：0858-23-1323

 書式1 -2

蛋白尿・尿潜血：検尿の流れ（資料1参照）

尿検査陽性者の取り扱い

早朝尿を、試験紙法にて蛋白・潜血を評価する。

　**陽性の基準：蛋白（＋以上）、潜血（＋以上）**

【第一次検尿】

学校で一次検尿を全員に実施する。

【第二次検尿】

一次検尿が陽性となった者は、二次検尿を行う。

但し、現在腎臓疾患の治療中及び定期的に観察中の者は、二次検尿以降は実施しない。

本年度の尿検査が陰性であっても、現在定期通院中の者があれば、「報告書1」にて報告すること。

【第三次検診】

1. 学校は、三次検診対象者（保護者）に、「書式2-1尿検査（三次検診）について（お知らせ）」、「書式2-2紹介状（三次検診）」、「受診票1　学校検尿第三次検診（および緊急）受診票」、「学校検尿協力医療機関名簿」、「採尿容器10ml×2」を渡して受診を促す。
2. 対象者は指定医療機関を受診する。
3. 指定医療機関は検査結果、暫定管理区分を「受診票1」に記載し、保護者に返却する。
4. 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、鳥取県中部医師会学校検尿委員会（以後、検尿委員会）へと報告する。
5. 検尿委員会は、「受診票1」の結果に基づき、「暫定診断」、「管理区分」を判定する。
6. 検尿委員会は、「報告書2」にて検診結果を学校に報告する。学校は「受診票1」の原本に判定結果記入し保管する。
7. 学校は、「報告書3」にて保護者に三次検診の結果を報告する。
8. 三次指定医療機関への報告については「報告書4」を用いて学校が判定結果を報告する。

【第四次精密】

1. 検尿委員会は、「受診票1」の結果に基づき、「書式3-1、3-2」及び「報告書2」を用いて学校へ四次精密検査対象者を通知する。
2. 学校は、「書式3-3、3-4」、「報告書3」、「受診票1」にて四次精密対象者（保護者）に通知し受診を促す。
3. 対象者は四次精密医療機関を受診する。
4. 四次精密医療機関は最終診断を「受診票1」の【四次精密検診時および緊急受診時記載欄】に診察結果を記載して、保護者に返却する。
5. 学校は保護者から受け取った「受診票１」を検尿委員会（情報共有のみ）へ報告する。

 書式1 -3

尿糖：検査の流れ（資料2参照）

**陽性の基準：尿糖（±以上）**

【一次検尿・二次検尿】

尿糖陽性者（尿糖±以上は陽性）は、精密検査対象となる。

※既に主治医のもとでフォローされている場合でも、一次で尿糖陽性であった場合には「報告書１」にて報告すること。

【尿糖精密検査】

1. 学校は、精密検査対象者に「書式4-1、4-2、4-3」、「受診票2」、「学校検尿協力医療機関名簿」、「採尿容器10ml×2」を渡して受診を促す。
2. 対象者は、尿糖精密検査医療機関を受診する。
3. 尿糖精密検査医療機関は、最終診断を「受診票2　学校検尿 尿糖陽性者精密検診受診票」に記載して、保護者に返却する。
4. 学校は、保護者から受け取った「受診票2」に「報告書1」を添えて、検尿委員会へと報告する。
5. 学校は、「受診票2」を保管する。

蛋白尿・尿潜血：緊急受診の流れ（資料3，資料4参照）

**緊急受診の基準：①尿蛋白単独で3＋以上、**

**②肉眼的血尿、**

**③蛋白尿＋尿潜血で、どちらかが3＋以上**

【緊急受診 ① 一次・二次検尿で緊急受診の基準に該当した場合】（資料3 参照）

1. 学校は、緊急受診対象者に「書式 5-1、5-2、5-3」、「受診票1」、「学校検尿協力医療機関名簿」、「採尿容器10ml×2」を渡して受診を促す。
2. 対象者は、厚生病院またはのぐち内科クリニックを受診する。
3. 精密検査医療機関は、最終診断を「書式5-2」、「受診票1」に記載して、保護者に返却する。
4. 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、検尿委員会へと報告する。
5. 学校は、「受診票1」を保管する。

【緊急受診 ② 三次検尿で緊急受診の基準に該当した場合】（資料4参照）

1. 三次検診医療機関は、「紹介状（医院独自のもの）」を作成し、「受診票1」を同封して保護者へ返却する。厚生病院またはのぐち内科クリニックに連絡して受診予約をとる。（医療機関、家族のどちらが予約をとるかは、各医療機関に任せる）

2. 対象者は、精密検査医療機関を受診する。

3. 精密検査医療機関は、最終診断を「受診票1」に記載して、保護者に返却する。

4.　保護者は「受診票1」を学校へ提出する。

5． 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、検尿委員会へと報告する。

6.　学校は、「受診票1」を保管する。

集計のながれ

1. 学校は、一次検尿、二次検尿、三次検診、四次精密検診および尿糖精密検査の診断結果を「集計表６-１（学校）.xlsx」へまとめ検尿委員会へ送付する。
2. 検尿委員会は、各学校から送付された「集計表６-１（学校）.xlsx」のデータを「集計表６-２（地区）.xlsx」に集約し、要請があった時に鳥取県医師会検尿委員会、鳥取県教育委員会へ送付する。